

[ 平成19年11月 定例会-12月07日-06号 ]

- 新富士駅構内活用方法について
- ごみのポイ捨て禁止条例制定について

◆6番（山下いづみ 議員） 私は、さきに通告してあります新富士駅構内活用方法についてと、ごみのポイ捨て禁止条例制定についての2点について伺います。

初めに、新富士駅構内活用方法について質問します。

昭和63年、今から20年前、「美しい富士山を世界の人々に」のテーマで新富士駅駅舎は建てられました。駅からは富士山が十二分に眺められるように設計されています。当時の記事には、万が一富士山が見えない日でも、市の花バラや、市の木クスノキのタイルもまじった総タイル張りのホームは新富士駅ならではで、新富士駅は用はなくてもおりにてみたくなる駅であると紹介され、新富士駅オープンの喜びと期待が伝わってきます。

新富士駅の最大の特徴として、都市施設ステーションプラザF U J I が建てられました。こんな紹介がされています。ここは、電車を待ったり旅の疲れをいやすという駅本来の機能のほかに、食事をしたり、お客様出迎えの機能、富士市の産業、物産、観光などを紹介し、経済活動を高める機能、そして文化の活動の発表、展示の場を設けて文化を広める機能などをあわせ持った多機能施設です。当時、観光案内では短時間で回れる観光地をよく尋ねられ、竹採塚、田子の浦港、博物館などを紹介したとあり、ただ交通の便が悪いなど課題があるといっています。新富士駅は東海道新幹線唯一の他の鉄道路線と接続がない単独駅でもあります。

20年たった現在はどうでしょうか。毎日ビジネスや富士山方面への観光目的などで新富士駅は多くの方々4900人-これは2005年の資料です-に利用されています。しかし、観光面においてはいまだ整備されておらず、通過型都市としての役割しかありません。これから富士山世界文化遺産を見据えて、静岡県の有数な観光地として、富士山のふもと富士市はますます観光の町として意識していく必要があります。静岡県の取り組みとしても、今後、多言語表記による観光案内看板や標識の整備、地域限定通訳案内士試験の実施など、おもてなし満足度日本一の観光地づくりを目指しているとあります。

新富士駅は、日本じゅうから、世界じゅうから来た方々の最初の到着地点となり、よろこそ富士市へと心地よいおもてなしをする玄関口の役割があるのではないのでしょうか。市としてホスピタリティの観点から新富士駅を整備する考えがあるのか、以下の点について質問します。

1、世界じゅうの人々に対応すべき語学堪能者を観光窓口を設置することについて、2、音楽や絵画など芸術鑑賞が気軽にできる空間づくりについて、3、最低限の生活用品や服などショッピングができる駅づくりについて、4、富士市内観光名所へ続く公共交通の整備について伺います。

次に、ごみのポイ捨て禁止条例制定について質問します。

富士山は日本のみならず、海外に知られる日本の象徴であり、2005年の国際観光振興機構の調査によると、富士山周辺を観光した外国人は約30万人と出ています。富士山には美の原点がある、神々が宿る山であるなど称賛の声を聞きます。しかし、過去において富士山が世界遺産登録できなかった理由として、大量のごみが一因でありました。ごみが散乱しているということはいかに評価を得られないかということを実証しています。富士山の

ふもとに位置する富士市は、他のどの場所よりもこのことを真摯に受けとめることが必要であると思います。それは、日本じゅうから、世界じゅうから富士山を訪れるために多くの人たちが富士市に立ち寄ります。そして、そこでごみが散乱した町を見て、人はどう感じるのでしょうか。

国際社会の視点から見れば、ごみがある町は安全でない場所、教育がしっかりと行き届いていないエリアととられるでしょう。その結果、人が富士市には足をとめない、または足早に富士市を去るといったこととなります。場合によっては日本一高い、美しい富士山のふもと富士市は汚かったなどと世界じゅうで耳にするようになるかもしれません。

これまでに富士市議会では、村松議員、太田美満議員、松本議員、勝亦議員、青木議員、大和田議員と、多くの議員がごみのポイ捨てについて言及しています。市の回答は、モラルに任せることが大切であるとのことでした。しかし、今ここでごみのポイ捨て禁止条例を制定し、富士市はごみの散乱しない町にする、ごみのポイ捨てのない美しい町にすると、しっかりと姿勢を示し、形に見える活動をしていくべきではないでしょうか。

また、今回の11月議会では連日富士市を観光面でも発展させていくことについて議論がなされています。その大前提として、ごみの散乱しない町にすることが観光の町富士市をつくることになると強く思います。ごみのポイ捨てに関連した条例は、1000以上の市町村で既に制定されています。静岡県内では23市町で制定されています。条例の中身を見ますと多種多様ではありますが、美化活動から始まり、罰金など罰則の設定、アダプション・プログラム、そしてデポジット制度、これは製品本来の価格にデポジット、預託金を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預かり金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするものなどを取り入れ、ごみのポイ捨て根絶に力を入れています。

富士市は富士市のよさを生かした条例を制定し、今まで以上にボランティアで清掃活動をする人たちを支援し、その一方で、富士市民はごみのポイ捨ては一切しない。富士市に来る人たちもごみのポイ捨てをしない町になる安全で美しい町をつくり上げることが重要ではないかと考えます。

そこで、ごみのポイ捨て禁止条例制定について市長の考えを伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

新富士駅構内活用方法についてのうち、1点目の、語学堪能者を観光窓口を設置することについてであります。現在、新富士駅のステーションプラザF U J Iに観光案内所があり、観光案内の業務を行っております。昭和63年3月の新富士駅開駅と同時に、富士市、富士宮市、芝川町の2市1町の行政、観光協会、観光事業者などで構成する新富士駅観光案内所運営協議会を立ち上げ、富士地区の新たな玄関口として来訪者に広域的な観光情報を提供しております。昨年4月からは、富士市観光協会が新富士駅に事務所を移転したのを機に富士市観光協会が同協議会から案内業務を受託し、現在に至っております。

さて、新富士駅観光案内所での外国語での案内の状況につきましては、ほとんどの外国人は外国を旅行するときは英語で聞くことが通常であり、100%近くが英語で質問されるのが実態であると聞いております。このため、職員は英文の観光パンフレットやマニュアルなどを活用しつつ英語で対応しております。しかし、今後は平成21年3月に富士山静岡空

港が開港を予定するなど、特にアジア地域からの観光客の増加が見込まれておりますので、来訪者を温かく迎えるという観点から、中国語やハングル語などでの対応がおもてなしとして重要であると思われまます。このため、観光案内所の運営主体であります新富士駅観光案内所運営協議会の中で、今後、多言語化にどう対応すべきか検討を行うよう提案してまいりたいと思ひます。

次に、2点目の音楽や絵画など、芸術鑑賞が気軽にできる空間づくりにつきましては、新富士駅構内には市が管理している施設としましてステーションプラザF U J Iがあります。ステーションプラザF U J Iにある展示場においては、年間を通して写真展や物産展が開催されているほか、毎年10月には市の主催する総合文化祭の催し物として富士の型染展やひょうたん展も開催をされております。また、新富士駅の構内や駅前広場には壁画や彫刻の作品が設置されていて、乗降客の皆様などからは芸術作品鑑賞の場として親しまれております。

音楽関係におきましては、過去にジャズコンサートやマリリンバコンサートなども開催されたこともありますが、本来ステーションプラザF U J Iはコンサートを行う施設としては整備されておひませんので、今後、駅構内にふさわしい、どのようなおもてなしのための音楽の提供ができるか検討していきたくておひます。

なお、平成20年4月には、新富士駅北側に、大展示場を有する富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」がオープンするほか、平成21年10月には国民文化祭しずおか2009が静岡県内において開催され、本市においても「ふじさんめっせ」やロゼシアターなどを会場に、かぐや姫フェスティバルやわがまちアートフェスティバルなど多くの事業が開催される予定になっております。国民文化祭の期間中には全国から多数の方々がおひ市を訪れることが予想されますので、新富士駅を中心におもてなしをするための準備を進めておひるところであります。

このように、新富士駅の利用者はこれからますます増加すると思われまますので、今後は市内のさまざまな分野で活躍する芸術家の方々とも協力し合ひながら、ステーションプラザF U J Iを身近な芸術鑑賞の場として、また、県外や外国からの訪問者に対するおもてなしができる場として一層活用できる方法を考へてまいります。

次に、3点目の最低限の生活用品や服など、ショッピングができる駅づくりにつきましては、旅行者にとって生活用品などが買える店が手近にあれば利便性が向上するということは十分理解できることではあります、現状のステーションプラザF U J Iの中では場所を確保することは困難と思われまますので、新富士駅の構内を管理運営するJ R東海がどのような考へを持っているのか、伺ってみたいと思ひます。

次に、4点目の富士市内の観光名所へ続く交通アクセスの確保につきましては、本市では新富士駅で時間の余ったときに手軽に観光して回りたいというご要望におこたえするため、観光ガイドブック「ふじみつけた」の中で、新富士駅から1時間30分から2時間30分で回れる周遊コースを6コース紹介しておひます。

しかし、新富士駅からの利用可能な交通手段としましては、現実にはほぼタクシーに限られておひますことから、利用者が少しでも気軽に乗れるよう定額での料金が表示できないものか、県タクシー協会富士支部と協議した結果、利用時間による料金表示が可能なことから、今回の運賃改定に合わせて新たな時間料金表を作成、表示し、利便性の向上を図りたいと思ひておひます。また、バスでのアクセスについては利用者離れが進み、路線数が減少している状況を踏まえますと、路線バスの観光的な利用については極めて厳しい状

況にあります。

こうした中、岩本山・雁堤プロジェクトの事業として、梅と桜の季節に限定し、バス事業者を初め地元住民やボランティア等のご協力を得て観光ガイドや各種イベントの開催など付加価値を高める中で、新富士駅から岩本山公園への周遊バスを運行していただいております。しかし、バス事業者の自主運行に完全に移行するには採算的に難しい状況に置かれており、市民の皆様を含め、さらに広範な皆様の積極的なご利用とご協力をいただくことが必要となっております。

こうしたことから、観光エリアへの交通アクセスを確保する上では、まず、それぞれの観光ポイントにおいて観光客を十分に引きつけられる魅力づくりを行うことが重要であり、地元住民や関係する皆様にご参画をいただきまして、おもてなしなど付加価値を高める方策を探っていくことが第一であると考えております。その上で、バス事業者やタクシー事業者など関係機関との間で、実験事業として実施が可能か検討を行ってまいりたいと思っております。

次に、ごみのポイ捨て禁止条例制定についてであります。一部のモラルのない者のポイ捨て行為は、ごみのない清潔で快適なまちづくりを目指す多くの市民の期待を踏みにじるものであり、社会生活を営む上で許される行為ではないと認識をしております。この対策として、県内各自治体には罰則や氏名の公表などを定めた環境美化条例、いわゆるポイ捨て禁止条例を制定する自治体も見受けられます。しかしながら、廃棄物処理及び清掃に関する法律、あるいは軽犯罪法等個別法には、既に廃棄物を捨てた者に対する懲役もしくは罰金を課する旨の罰則規定があります。

また、ポイ捨てが基本的には個人のモラルの問題であり、一部の人間の行為を罰則等を定めた条例の制定で対応するということは、その運用を含め難しいとの判断から、ポイ捨て禁止に特定した条例を制定するには至りませんでした。平成 15 年度の富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の全面改正時には、その 7 条において「何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない」旨の市民の規範を定め、また、9 条においては「市は、空き缶、吸い殻等の散乱を防止するため、市民の意識の啓発を図るとともに、市民及び事業者の自主的な活動に協力するよう努めなければならない」と規定し、市民や行政、事業者の役割を明確にする中で、ポイ捨てや環境美化に 3 者が協力して取り組む旨定めております。

このことに基づき、平成 17 年度より町内会を初めとする各種の市民団体、小中学校、企業等のボランティア活動による公園や道路の清掃に対し、ごみ収集用の袋の提供や回収された各種のごみの収集、処理を実施し、より多くの市民や団体がボランティアによる清掃活動に容易に取り組むことができるよう支援してまいりました。

この制度により収集、処理されたごみは、平成 18 年度には 272 件、97 トンでありましたが、平成 19 年度には、10 月末現在で既に 280 件、103 トンに達しており、ボランティアによる清掃活動は年々活発になってきております。また、平成 20 年度から導入が予定されている道路、河川、公園などの公共施設の一部について市民、団体、事業者などが美化活動を行うアダプション・プログラムの検討に際し、平成 18 年度からは市役所前の青葉通りをそのモデル地域として設定し、複数の事業所の日常的な清掃活動に対し、清掃用具の提供や回収したごみの収集を行ってまいりました。

今後におきましては、各種団体がボランティアで実施する環境美化活動に対し積極的な支援事業を継続するとともに、「広報ふじ」などにより継続的、反復的にポイ捨て禁止を周

知徹底し、モラルの向上を図ってまいります。また、小中学生のころからの教育も重要でありますので、小中学生を対象とした出前講座等により、リサイクルやリユース、リディースの大切さを教えることを通じ、なお一層の環境美化意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） また、1番目から質問させていただきます。

新富士駅構内活用方法についての回答ですが、とてもいい感じに回答いただいたと思いますが、まず1番目の語学堪能者を窓口へと、英語で対応していると。でも、ここに何人もいるんですが、新富士駅に行って道がわからずとか、どうしていいのかと迷っている外国人に対応したという方も結構いるんです。ということは、窓口のところでは何時から何時まで外国語で対応している方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（金指健司 君） 通常の新富士駅の観光案内所の運営ですけれども、通常期間は朝9時から6時までということやっておりまして、英語の堪能な方が常時いるということではなくて、今現在2名体制でやっておりますけれども、その方たちが、先ほど市長からの答弁にもありましたように、マニュアルとか、そういうものを使いながら対応しているという状況でございます。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） マニュアルを導入して、困ったときにそれを見れば対応ができるというふうになればいいと思いますが、新幹線は6時までじゃなくて10時、11時までですよ。もし万が一窓口にいなくとも、困ってしまった外国人の人が持っていけるような簡単に書いてある用紙とかを置いておいていただければ迷わないのではないのかなと思いますので、またそういうリストをつくっていただきたいと思います。

先日、窓口の方に行きましていろいろお話を聞いてきたときに、もちろん英語で対応するということが大切だということですが、ポルトガル語、スペイン語、フランス語での対応も結構多いと聞きました。そうしますと、またこの間、全部をしゃべれる方を置いておこうということもなかなか難しいとは思いますが、でも対応をしないというのかわいそうだということになります。そうしますと、富士市には国際交流ラウンジFILSがありますね。そこでいろんなボランティアでお手伝いをしたいという方もたくさんいると聞きました。

そこで、万が一困ったときに電話対応で通訳してもらえるような、そういう人材も確保しておくことが大切だと思いますので、また国際交流の方とも協力しまして、語学をしゃべれる人材リスト、大体曜日、何曜日から何曜日、この時間帯にはこの方が通訳できますよ、というようなことはできるのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 商工農林部長。

◎商工農林部長（金指健司 君） 外国人の方が観光案内所でどのぐらい問い合わせといいますか、来ているかということをお知らせすると、18年度で2600人ぐらいの方が見えた。全体的には1万4300件ぐらいの対応をしているわけですが、特に夏の時期ですね、その時期だけで800近い数字があるんです。要するに夏山の関係だと思いますが、そういう中で、英語で対応できないでほかの言語で、どんな状況で来ているかというようなことも含めまして、この観光案内所自体は運営協議会という組織ができてまして、こ

れは富士、富士宮、芝川の行政、観光協会、観光事業者の皆さんが、行政は負担金を出して、それから、会員の観光事業者の方からは会費をいただいて、その経費の中で運営をしております。ほとんどの経費は人件費に充たっております。そのような状況もありますので、その運営協議会の中で実際どのような形で外国人の方が見えて、どのような困難といいますか、そのようなものがあるかという実態の中で、今提案いただきましたように、国際交流ラウンジの方でそういうボランティアをやってもいいよという方がいるということであれば、そのようなこともそちらの運営協議会の方に話をしまして、実際にどんなような形で必要があるかということ伺った中で、もしそういうことであれば、また今後、その辺については協議をしたり検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） ありがとうございます。またいろいろとお話をしてみてください。また、この電話通訳というのは京都市の区役所の方で始めたという記事がありまして、これは富士市でもいいなと思いましたが紹介させていただきました。

2番目の文化、音楽、絵画についてですけれども、これもいろいろとやっているということですが、今あそこで貸しているスペースが、3つスペースがありますよね。このときには、例えば1スペースは富士市で、いつも文化祭になるとたくさんの作品が出てきますよね。そういうことを年間を通して見せられる場所とか、富士市とか富士市の近くにいる芸術家たちの作品をここに置いて紹介ができるというようなスペースができたらいいなと思いましたが、ちょっと質問をさせていただきました。このことで、10月は型染めとありますが、これをもう少し1月、2月、3月と、年間を通して富士市のいろんな文化の作品、そして芸術家の作品を置けるスペースということは考えられるでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 教育次長。

◎教育次長（石井邦敏 君） 今、型染めの話が出ましたので、ひとつ型染めとか、あるいは文化祭で行っている行事のひょうたんとか、いろいろあるわけですが、これを年間を通じてということなんですけれども、あそこは一応管理するのも問題、要するに作品を管理するという点もございまして、期間を限定した中でやらないとなかなか難しいかと考えられます。ただ、これ以外にも、いろいろなほかの文化団体でもしここを使ってということであれば、またそんな働きかけもしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） またよろしく願いいたします。東京駅の話をするとな大きくなるんですけれども、あそこも東京ステーションギャラリーは、昭和63年に、足をとめて文化を満喫する場所としても活用していただきたいということから始めたといえますので、富士も、東京駅と肩を並べてということもおかしいですが、またぜひよろしくお願い致します。

あと、ショッピングの方はJRにお話をさせていただけるということなので、ぜひ話の方をしてください。

そして、4番目の観光アクセスについてですが、もともと新富士駅の拠点から出てくる6コースをどうするのかということも思っていました。ここでこれからタクシー協会の方と話し合いをするとか、バスの運行ということを考えるということでしたので、ぜひよろしくお願い致します。

それとあと、またここで富士で頑張っているのがまちの駅ですよ。そうしますと、観光名所以外に富士市の市民の方々がやっているおもてなしができるまちの駅というのも多くさん、今40ありますよね。だから、またそういうのも観光ルートのところに、お休みのところでとめられるようなルートもしていただければいいんじゃないのかと思っております。よろしくをお願いします。

そして次に、ごみのポイ捨てについてですけれども、これは富士市がアダプション・プログラムとか、いろんな団体の方の清掃活動、これに前からアダプション・プログラムは最近ですが、清掃活動ということは前からいろいろやっていることなんです。なぜここでまたポイ捨ての禁止条例の制定がといったところになるわけですけれども、これで禁止条例、防止条例を制定するイコール罰金を取ってどうにかしようという条例ではないと思うんです。ここでいろんな議員も言っていますけれども、この条例を制定するということは、市が意思をしっかりと形にして、見える形で富士市をきれいにしていくということだと思っております。ですので、もちろん人のモラルの問題であったりとかももちろんですが、でもこれは、ごみを捨てるから逮捕するとか罰金を取るかというふうにはならないと思います。

そこで、先ほども言いましたけれども、富士山を世界文化遺産に、富士山というのは本当に憧れの山ですよ。これは私たち住んでいる富士市民が思っているよりも憧れが強かったりとか、そういうところに着いたときに、着いた新富士駅のところとか、富士市に着いたときにごみがあったということはすごくがっかりする。だからこれはどうにかできないのかということもあります。

ここで1つ、制定したものですごくいい条例というか、市で前向きに取り組んでいいなと思ったことがありますので、ちょっと1度。平塚市の方では、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、これは今富士市にもありますよね。そして、このポイ捨てに関しては第9条に載っていると。ですが、この条例をもっとしっかりと実効性のあるものにしようと、また新たにそれをとって、そのポイ捨てのことにしてをって新しい条例をつくって去年から始めました。そして、これが1年たってからですけれども、たばこのポイ捨てとか、そういうのが4割減をしたということがあるんです。そうしますと、いま1度、富士市の方でも、ああ、そうか、条例というのは、別にポイ捨てイコール罰金ではなくて、もちろん捨てる人はちゃんと捨てる、だけれども、ポイ捨てがとめられるようなことをもう少し踏み込んで考えていってみようかなというような考えはありますでしょうか。○議長（渡辺敏昭 議員） 環境部長。

◎環境部長（平野孝雄 君） 富士市としましては、先ほど市長の答弁にありましたように、現在の条例の中で、いわゆるモラル的なことを条項としてうたっておりますので、現時点ではその条項で十分だというふうには判断をしております。ただ、議員おっしゃるように、他都市におきましてはそういう条例を制定しているところもございましてけれども、我々が調べた限りでは、県内の都市においても条例は制定してあるものの、運用自身はほとんどされていない、そういうふうなことが多々ありますので、やはり制定したからには運用の方を十分していかないと効果はないであろうというふうに考えておりますので、それらのことも研究して、今後富士市としてどうあるべきか考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） もちろん、この制定をして運用をしなければ仕方がない、本当に私もそういうふうに思いますので。またちょっと平塚の方なんですけれども、この

ことで、今富士市がやっているアダプション・プログラムに似た、モデル地区を制定して清掃すること、ポイ捨てについてのこと。あと、ユニークだったのがひらつか指導員とひらつか推進員を制定して指導に当たっている。このひらつか指導員というのが市の職員の方でした。各所管から出していまして、市の職員で全部で105名の方が指導員。そして各地区、ここは27地区あるそうです。富士市は24ですからすごく近いですね。地区の推進員の人、全部で350名をやりまして、日々、ポイ捨てをしないようにという啓発活動とか防止について行っているということですので、そう考えますと、ごみのポイ捨てというと、ごみ1つだけですけれども、それをごみ捨てにかかわる、もう少し総体的に見て、富士市としたらもっとこういうふうに、アダプション・プログラムは今これからもっとやってくんだ。これはすごく素晴らしいことで、それ以外に、捨てる人を対象ではなくて、捨ててしまう人も対象になる。でも、それを何か体罰を与えとか罰則をやるとか、そういう話ではなくて、もう少し富士市ならではのルール制定をしてぜひやっていきたいと思っておりますので、またそのこともよろしく願いいたします。

以上です。